

水害からの復興における損害保険

～風水害リスクを補償する保険の歴史的な課題・役割～

一般社団法人 日本損害保険協会 総合企画部
専任部長 齊藤健一郎



1. 災害時、保険会社が担う金融上の措置

近年、世界各地で、台風や洪水災害など大きな被害が頻発しており、損害保険の市場環境は、厳しいものです。たとえば、2011年9月に発生した台風15号では、風水害史上8番目となる支払保険金（約1,123億円）となりました。海外では、タイの洪水による日本の損害保険6社（保険金支払いの該当があった会社）の正味支払保険金の合算額は、4,116億円となっています。さらにこの金額は、保険会社が支払った保険金総額から、再保険（注1）による回収保険金を差し引いたものですので、この洪水損害に対する実質的な保険金の支払額は、この金額を大きく上回っているだろうと推測されます。ひとたび発生すると甚大な損害を招く自然災害リスクに対し、損害保険制度が安定的に機能を発揮することが、社会の安定に必要なものであるとの認識が、近年、災害多発の環境下において高まっていると思います。この機会に風水害リスクを補償する損害保険の役割や課題等についてご紹介します。

日本では、被災地の都道府県知事が災害救助法の適用を決定すると、財務局長（財務省の地方支分部局長、金融庁の地方業務も行う）あるいは財務事務所長（財務局の事務分掌事務所長）等は、損害保険各社を含む各金融機関に対して、「金融上の措置」を適切に講じるよう要請します。この「金融上の措置」とは、次のような事項です。

- ① 保険証券、届出印鑑等を喪失した保険契約者等については、可能な限りの便宜措置を講ずること。
- ② 損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮すること。
- ③ 損害保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を講ずること。
- ④ 窓口営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店舗掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を

表1 風水害等による保険金支払い例

過去の高額支払保険金（災害例）

順位	災害名	地域	年月日	支払保険金（単位：億円）			
				火災・新種	自動車	海上	合計
1	台風19号	全国	1991年9月26日～28日	5,225	269	185	5,679
2	台風18号	全国	2004年9月4日～8日	3,564	259	51	3,874
3	台風18号	熊本、山口、福岡等	1999年9月21日～25日	2,847	212	88	3,147
4	台風7号	近畿中心	1998年9月22日	1,514	61	24	1,600
5	台風23号	西日本	2004年10月20日	1,113	179	89	1,380
6	台風13号	福岡、佐賀、長崎、宮崎等	2006年9月15日～20日	1,161	147	12	1,320
7	台風16号	全国	2004年8月30日～31日	1,037	138	35	1,210
8	台風15号	静岡、神奈川等	2011年9月15日～22日	1,004	100	19	1,123
9	平成12年9月豪雨	愛知等	2000年9月10日～12日	447	545	39	1,030
10	台風13号	九州、四国、中国	1993年9月3日	933	35	10	977

※ 一般社団法人日本損害保険協会調べ

新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

併せて、日本損害保険協会では、風水害等を補償する損害保険の保険相談窓口等について、報道機関や消費生活センターへ情報提供を行うなど、市民からの問い合わせに対応する体制を整えます。



図1 火災保険で補償される風水災等の被害

2. 風水害保険、日本の変遷

(1) 風水害保険の販売開始

台風や豪雨などが毎年頻繁に襲来し、シーズンになると、どこかで必ず被害が発生している風水害多発国である日本では、昔から風水害を補償する損害保険の誕生が望まれていました。

しかし、損害保険会社にとって、風水害リスクを補償する保険商品を問題なく世に定着させていくことには、これまで幾多の苦勞を要してきました。

日本では1938年に、当時の損害保険3社が、わが国最初の風水害保険の事業免許を得て販売を開始し、その後、十数年を経て、その他の損害保険各社も順次、風水害保険販売の事業免許を取得していきました。発売当初は、風水害保険の契約規模は小さいものでしたが、少しずつ契約規模も拡大の傾向になりました。ちなみに1953年の風水害保険正味収入保険料（再保険料を控除）は7,514千円でありましたが、1962年には、53,771千円になっており、契約保険料の総額は、10年間で7倍に成長をしていました。

(2) 日本に風水害保険が定着しなかった訳

徐々に保険規模を拡大してきた風水害保険でしたが、その後、さらに大きく拡充させることはありませんでした。その理由は、風水害という自然災害が内包する3つの要因が、損害保険制度を成り立たせるための基本的な要件に馴染まず、この問題を解消することができなかったからでした。

その第一の要因に、風水害の発生は、地域によってその危険度や災害頻度に大きな差があるということです。たとえば、台風の「通り道」になっている地域では、毎年のように被害を被る地域があれば、被災の心配が考えられない地域もあります。したがって、その危険度を正確に反映する地域別保険料率（注2）を設定すると、リスクの低い地域では、極めて安価な保険料になるのに比べ、リスクの高い地域であるがゆえに保険を必要とする人々が、極めて高額な保険料を求められることから保険契約が出来ないことになってしまふのです。一方、危険度の低い地域、たとえば、丘陵や山の頂上に暮らす人々が洪水危険への切迫感がつらならないというように、いかに割安な保険料であっても、保険契約までには至らないということになります。この状況を緩和する策として、地域毎に極端な高低差をもつ保険料率を人為的に調整してこの差を平坦にした場合、低いリスクであるのに保険料が割高になる危険度の低い地域の保険契約は、さらに減少し、高いリスクであるのに保険料が割安になる危険度の高い地域の保険契約がさらに増大する結果となります。すなわち危険度の高い地域の高額な保険料を緩和した結果の、高低差の少ない保険料に基づく風水害保険は、危険度の高い地域の契約者の割合が極めて高く、かつリスクの実態よりも安価な保険料で販売された保険のみの保険契約集団となります。

第二の要因は、風水害の危険度は、季節によって大きな差がある点です。普段は風水害保険の必要性がほとんど感じられないのに、台風シーズンになると保険需要が急激に増大し、シーズン中のみの短期契約を望むニーズが高まります。このニーズに合わせて、風水害の危険度がが高いシーズンのみをカバーする短期

保険契約を容認した場合、シーズン外は、シーズン中に比べて極めて危険度が低いことから、短期契約であっても、1年契約であっても、その保険料水準は変わらないものとなり、契約者の納得感を得ることがむずかしい保険商品を生むこととなります。

第三の要因は、風水害を生じさせる台風、暴風雨、豪雨あるいはこれに伴う洪水・高潮等の危険が、日本列島に広範囲に巨額の損害をもたらすことです。しかも、これらの危険地帯に保険の契約需要も集中します。いうなれば、これらの要件を内包する風水害保険は、危険度の低い地域の保険契約がほとんど無く、危険度の高い地域の危険度の高い期間のみの、巨大損害発生リスクが広範囲に内包されている保険契約集団を生み出し、保険料構成の前提である「給付・反対給付相等の原則」には馴染まない不安定な保険制度の運営を強いられることとなります（注3）。このような諸事情が、風水害リスクを単独で専門に補償する保険を日本に定着させることができなかつた決定的な要因となりました。

（3）風水災危険担保特約と基本担保危険

その後、ひとつの保険商品で様々なリスクを担保する保険への社会ニーズの高まりに対応する形で、風水害リスクを担保する方策として考えられたのが風水害リスク以外のリスクを補償する他種保険と結合させ、その中で、風水害リスクを担保するという考え方は、この方向で1956年、損害保険各社は、火災保険に風水災危険担保特約を付帯することができる商品販売の認可を受けることによって企業が利用契約する物件への火災保険契約を中心に風水災危険担保の保険引受けが始まりました。この特約は、普通火災の担保範囲を拡張して、当時の火災保険約款に定めた火災による損害のほか、台風・せん風・暴風雨・洪水・高潮などの風災または水災によって生じた損害および竜巻・内水氾濫等による災害についても担保されるものとなりました。その後、1982年の長崎大水害による被害が甚大であったこと等を背景に、風水災危険を、特約ではなく火災保険の基本担保危険に組み入れる

ことで1984年の火災保険の制度改定の際、風水災危険を風災、雹災および雪災と併せて、住宅総合保険、住宅火災保険、店舗総合保険、長期総合保険、団地保険および普通火災保険(店舗・事務所等の一般物件用、工場物件用)の基本担保危険としました。

（4）風災・水災による損害とは

損害保険における風災による損害とは、自然現象に基づく風圧力による直接的な破壊損害および飛散物や倒壊物による間接的破壊損害のほか、風災によって生じた破壊口から雨・雪・砂塵などが吹き込むあるいは漏入した結果の損害も含まれます。一方、水災による損害とは、台風、暴風雨、豪雨等による洪水(河川の氾濫)・高潮(海水面の上昇による海水の氾濫)・内水(用水路・排水路の越水、雨水の湛水)による浸水または破壊損害およびこれらに伴う浮遊物の衝突・接触による損害のほか集中豪雨による土砂崩れに基づく損害も含まれます。

（5）現在の風水害補償

現代の火災保険では、前記の「（3）風水災危険担保特約と基本担保危険」で説明したことがベースとなっていますが、保険の自由化（注4）が進む中で、補償内容を拡大し、顧客ニーズに合った総合的な補償を持つ保険や、さらに損害を補償する保険から住宅や家財に生じた損害を元どおりにするために必要となる費用も対象とする商品等も販売されており、商品名称も内容もバラエティにとんだ総合型保険商品が世に出ています。企業向けの火災保険においても、オールリスク・ベース(危険を包括的にカバーする)の保険も販売されています。また、契約者各々のニーズに対応した補償を提供できるように、補償範囲の選択肢を広げた火災保険もあります。たとえば、スタンダードに火災、落雷、破裂・爆発のみ補償されるもの、さらに風災・水災等の自然災害による損害が補償されるもの、さらに盗難・水漏れ等日常生活の中で被る損害が補償されるもの、あるいは偶然な事故により被った汚損や破損が補償されるものが選択できる火災保険も販売されています。

3. 諸外国の水害に対する保険制度の実態

これまで、日本における風水害リスクを担保する保険の歴史と仕組みをご紹介いたしました。さらに、風水害への諸外国における保険制度について、日本の火災保険との横断的な比較の目線により、ご紹介してみたいと思います。

(1) 米国の連邦洪水保険制度 (NFIP)

① 制度の概要

アメリカでは、米国連邦政府緊急事態管理庁(FEMA)が運営する連邦洪水保険制度(NFIP)が1968年に創設されました。日本では、火災保険における基本担保危険あるいは、拡張担保特約で風水害リスクを補償しているのに比べてアメリカの洪水保険は、火災保険から独立した保険契約となっています。連邦洪水保険制度(NFIP)は、民間保険会社では引き受けが難しい規模の洪水リスクを米国連邦政府が保険による補償を担いますが、それと同時に自治体に対し、洪水危険に対する防災・減災対策の実行を求めるものとなっています。この保険制度により、防災対策が推進され、もって洪水リスクが軽減され、その結果、洪水リスクを単独で専門に補償する保険であっても、妥当な条件と保険料による補償制度の維持が可能となるのではないかとこの考え方により制度化されました。洪水保険の販売や保険金支払の実務は、民間保険会社を中心となり担っています。

② 補償の概要

補償災害：洪水による損害

補償対象：居住用建物、事業用建物、建物内動産

付帯条件：金融機関から住宅ローンを受けるときに洪水保険の加入が必要な場合がある。

なお、連邦洪水保険制度における「洪水」とは水位上昇に伴って直接被る物理的損害が補償される対象となり、落下被害は、補償の対象となっていません。

③ 制度の特徴

前述のとおり市民が洪水保険に加入するためには、居住地域の自治体が、米国連邦政府緊急事態管理庁(FEMA)の定める防災・減災対策プログラムを実行していなければならない仕組みとしています。自治体の尽力に応じた保険料割引制度も導入されています。この保険制度は、連邦緊急事態管理庁(FEMA)が保険者となって洪水リスクを補償しており、民間保険会社は、洪水保険の販売、保険金支払等の実務を担っているという点で、行政機関の関与が存在し、社会政策的な色彩の濃い保険といえます。日本では、火災保険に付帯される風水災危険担保に係る保険料率は、どの地域でも一定とし、政府による保険料の助成はないのですが、アメリカでは、地域ごとに異なる保険料率が定められ、連邦政府による保険料の助成もされている点で異なります。保険金の支払いについては、日本もアメリカも、損害が一定規模を超えない限り、損害の填補はありませんが、一定規模を超えた場合は、日本は全額填補、アメリカでは、免責部分を控除した超過額を填補する方式をとっています。

⑤ 制度の課題

一部の契約について保険料率が政策的に低く抑えられていることや、洪水リスクが高い契約者であっても逆選択(注5)を防げられず、洪水リスクが高い地域に契約が偏在している状況であり、資金確保やリスク移転の仕組みがないため、巨大災害が発生した場合、保険金支払いのための資金調達が目途が立たなくなる可能性があることから、2012年7月にビッグガード・ウォーターズ洪水保険改革法(注6)を成立させており、この改革法により問題点がどこまで解消されるかが、今後の課題となっています。

(2) フランスの巨大自然災害保険制度 (Cat Nat)

① 制度の概要

フランスには、政府が災害発生都度の、異常・巨大な自然災害として認定した洪水や地震等による損害について補償する巨大自然災害保険制度(Cat Nat)があります。巨大自然災害保険制度(Cat Nat)は政府が

補償内容や保険料率等を決定する公的な保険制度であり、民間保険会社が提供する個人および企業等を対象とした財産保険等の補償内容の中に組み込まれます。そして政府が認定した異常・巨大自然災害による損害を補償する仕組みとなっています。保険会社が保険(Cat Nat)の販売および保険金支払いの実務を担い、保険の引受責任についても保険会社が負います。保険料率は地域的な差は設けず全国一律で法定化されていますが、主契約(財産保険等の契約)の保険料に乗じて適用されるため、実際には契約ごとに異なる保険料率となります。また、保険(Cat Nat)は、限定的ではありますが、高リスク地域の保険引受と保険金の支払いを抑制する仕組みになっています。また、巨大自然災害保険(Cat Nat)では、国営の再保険中央金庫(CCR)が支払限度額無制限の再保険スキームを提供しています。フランスでは主契約である財産保険の普及率が95%~98%と高く、保険(Cat Nat)を強制付帯することで実質的に国民全体をカバーするとともに、リスクの逆選択を防止する制度となっています。

② 補償の概要

補償災害: 政府が発生の都度、異常・巨大な自然災害と認定した洪水や地震等に適用

補償対象: 対象財産の直接的な物理的損害、事業損失保険では売上総利益、追加的営業費。

付帯条件: 個人・法人を問わず、財産保険等に補償項目の1つとして強制付帯され民間保険会社が引受責任を負う。

③ 制度の特徴

自治体は地域の自然災害リスクを評価して建築の可否をマップ化し、防災措置等を規定する自然災害リスク防止計画の策定が求められます。リスク防止計画に連動して、保険会社は建設禁止区域における保険(Cat Nat)の引き受け義務を免れるほか、計画未策定地域に対する免責金額の増額措置が導入されています。

④ 制度の課題

この保険制度で適用となるべき巨大自然災害認定

の基準が明確でなく、保険契約者の防災対策へのインセンティブが働きにくいことなどの課題が指摘されており、諸課題を改善するための制度改正法案が審議されています。

(3) スペインの異常リスク保険制度

① 制度の概要

スペインでは、公的機関である保険補償協会(CCS)が、テロリズム等の社会的混乱によるリスクとともに自然災害を補償する異常リスク保険が存在します。

保険引受責任や保険金支払い業務は保険補償協会が負いますが、保険の販売は民間保険会社が担います。異常リスク保険の保険料率は、地域的な差は設けずに適用されています。

また、保険補償協会では異常リスク保険の年間利益を平衡準備金として積み立てており、巨大自然災害の発生時にはこの平衡準備金を取り崩して保険金が支払われます。さらに、これを超える保険金支払が生じた場合には、政府による無制限の支払保証があります。異常リスク保険は、民間保険会社が提供する住宅総合保険や傷害保険等の財産あるいは身体に対する保険に強制付帯される制度設計となっているため、一定の普及率を確保できるため現実的な保険料の設定が可能になり、また保険加入者の逆選択の問題も生じることがありません。

② 補償の概要

補償対象: 国内の建物およびその収容物等の財産、当該財産が使用できないことによる事業損失

③ 制度の特徴

1 契約および 1 災害における保険金支払限度額は設けておらず、被災した場合は、主契約(たとえば住宅総合保険)の保険金額を限度として補償される制度となっています。

④ 制度の課題

予想損失額の算出対象としたリスクが洪水だけであるため、平衡準備金積立額を超える損害が発生した

場合の政府保証が機能するのか不安があります。

(4) イギリスの洪水保険制度

① 制度の概要

イギリスでは自然災害に対する公的な保険制度はなく、洪水、暴風、地震等の自然災害補償は民間保険会社によって住宅保険等の基本補償として提供されています。リスクの高い洪水については、政府が洪水リスク対策にかかる長期投資戦略の策定、洪水リスク管理に関する法案の草案作成等を含む洪水リスクの低減に取り組むことを条件に損害保険業界が補償を提供することを約束していますが、民間保険会社の洪水補償に関して、政府による保険料補助や再保険スキームなどは存在しません。

環境庁(EA)が作成している特定地域の洪水発生可能性等のデータが洪水保険の原則書の合意に基づき保険会社に提供されており、洪水補償の引き受けにあたり利用されています。

② 補償の概要

補償災害：洪水による損害

補償対象：建物および家財

付帯条件：政府が洪水リスク低減対策を行うことを前提に、保険業界が一定の条件の下で個人および小規模事業者向けの洪水補償の提供を確保することを洪水保険の原則書として合意した。

② ④ 制度の課題

イギリスにおいては近年洪水による被害が大幅に増加していますが、民間保険会社が高リスク地域の顧客へ洪水補償を提供する前提としている政府の洪水対策強化のための予算措置が財政難から削減される状況となっています。また政府と保険業界は今後の制度についての協議がもの別れに終わっています。

(5) 韓国の風水害保険制度

① 制度の概要

韓国には、政府機関の消防防災庁によって運営され、地震等を含めて自然災害が補償される風水害保険が

あります。風水害保険は、消防防災庁が定めた一定の基準を満たし、同庁と契約を締結した保険会社が引き受けを行う保険です。風水害保険の加入は任意です。保険加入者の負担軽減策として国および自治体による保険料補助があります。風水害保険では、保険開発院(料率算出団体)が過去の災害と保険金支払実績から、算出した保険料率が適用され、同一自治体内では同じ保険料率が使用されています。

また、風水害保険を引き受ける保険会社は、異常危険準備金および損失補填引当金の積み立てが義務付けられています。これにより、保険会社は、一定の水準(損害率180%)までの保険金を支払いますが、それを超える損害については、まずは異常危険準備金と損失補てん準備金を充当し、さらにこれを上回る損害は国による財政支援が行われます。

② 制度の課題

現行の風水害保険は防災・減災対策を保険料率等に反映させる制度となっていませんが、消防防災庁は風水害保険と防災・減災対策を連携させる構想もっています。

(6) タイの自然大災害保険制度(CIP)

冒頭で、保険会社がタイの洪水により正味支払保険金、4,116億円の支払いと再保険金を回収した旨説明しましたが、これは日本の損害保険会社がタイに工場等を置く日本企業に提供した保険の事情であり、タイの国内被害における保険の損害ではありません。この洪水を経験してタイ政府が制定した保険制度についても説明します。

① 制度の概要

タイでは、洪水、地震および暴風を補償の対象とする自然大災害保険制度(CIP)があり、再保険者である政府機関の国家自然大災害保険基金(NCIF)によって運営されています。本制度への民間保険会社の参加は任意ですが、参加した場合、自然大災害保険は個人の住宅保険に強制付帯され、自然災害リスクを補償対象とする企業財産保険に加入する場合に付保が義務付けられます。民間保険会社が自然大災害保険の引受

義務を負い、保険販売および保険金支払実務も担います。保険料率は家計、中小企業、大企業の区別に、全国一律に提供されます。本制度の参加保険会社は、国家自然大災害保険基金（NCIF）が提供する再保険制度を利用しての自然大災害保険の引受義務を負いません。

補償災害:内閣による大災害認定などの要件を満たす洪水、地震、暴風による損害

補償対象:自然大災害保険は本制度への参加保険会社(参加は任意)によって提供され、個人契約は参加保険会社の住宅保険に強制付帯される。企業契約は自然災害リスクを補償対象としている財産保険に加入する場合に付保が必須である。

② 制度の課題

国家自然大災害保険基金(NCIF)は政府から資金提供を受けるほか、海外の再保険会社から再々保険を手配し、十分な支払いキャパシティを確保することとしています。2012年度は再々保険の手配を必要とする規模まで加入が進んでいません。この自然大災害保険制度は、2011年8月に発生した大洪水を受けてタイ政府が打ち出した復旧策のうち、長期的政策の1つ(保険制度の改善)に掲げられ実行されたものであり、普及率は低い状況です。

4. 風水害からの復興、保険の役割と課題

復旧・復興のための風水害に対する経済的な事前策を、義捐金や見舞金、被災者生活再建支援法に基づく支援金や貯蓄で賄いきれるものではなく、自助・共助の機能を兼ねたひとつの手段として考えられたのが保険だと考えています。水害によって多額の損害を被った場合に、補償をすることによって被害者の生活の安定に貢献するということとなります。これが基本的な損害保険の役割です。

さらに水害によって家や家財が損壊した場合を想像すると、不安がよぎります。この場合、保険に入ることによって安心感を得ることができます。住宅ロー

ンに対して、家が洪水等で流されてしまった場合、金融機関は担保を失うこととなりますが、保険によって、質権を設置して住宅を担保することにより、低利の融資を実現させており、保険が契約者の信用を補完しています。個人に関らず企業にとっても同様です。

さらに企業が水害によって被ると考えられる設備破損や生産力のストップ等による損害と収入の途絶えに対する合理的な備えになります。また、事業活動の遂行に対する保険の備えが、企業の信頼性の補完につながっています。

しかし、自然災害の損害を補償する保険は、保険のメカニズムとは本質的に融合しない部分を有しています。保険の根底を支えるメカニズムとは、「その危険の発生頻度や損害の大きさが確率的に予測できなければならない」ということが前提です。また保険は保険契約者が支払う保険料の総額と、災害時に保険会社が保険契約者に支払う保険金の総額がバランスを保っていることが必要です(「給付反対給付均等の法則」)。現実の問題として自然災害の発生頻度や被害の大きさは、その正確な予測が困難なうえに、数十年、数百年の長いサイクルで起こりうる大災害に対応する、長期チームでの収支バランスをもった運営が求められ、保険会社自身の長期的な安定が前提となります。これらを保ったうえで自然災害という巨大損害に対応していくためには、保険会社の担保力を超えての保険引受はできません。そのためには、実際の損害額をいくらかでも支払うという契約ではなく保険金額(保険金の限度額)に上限を設けるか、フランチャイズ(小損害免責)方式等あるいは両者の導入を保持する必要があります。また地域的・時間的逆選択に対応することも必要であり、自然を相手とする大災害に対応する支払力を確保するためには、世界規模での再保険チェーン等の対応による危険の分散等が必要となります。これが、市場原理に基づく自然災害補償への損害保険業界の課題となります。一方、政府や自治体が絡む社会保障としての水害リスクへの対応も一つの方法と考えられます。日本では地震保険がそのような政府が

関与する保険制度の仕組みとなっています。しかし、海外の補償制度についてもご紹介をしてみました。が、国が関与した制度であっても、万能・完全な保険制度ではなく、重要な課題を内包していることをお分かりいただけたと思います。1867年に福沢諭吉が著書「西洋旅案内」の付録の中で火災請合(火災保険)の仕組みについて触れ、1879年に日本に損害保険会社が誕生してから130年以上をかけて、損害保険は時代のニーズに見合うよう改良を重ね、経済社会の中で欠くことのできない社会制度の一つに成長を遂げてまいりました。しかし、自然災害という、とてつもなく大きく長い周期でのリスクに向き合うとき、政府が再保険を担っている地震保険制度のような特別なものを除き、数年で収支を求められる損害保険により、経済的な復旧・復興のすべてが100%賄いきれるものではないことを実感させられます。

地震や風水害のリスクが高い日本では、損害保険業界も含め、防災・減災に臨む方々の協力と英知の共有によって、これまでも、これからも災害に向き合っていくことが望まれており、振り返ってみると「津波でんでんこ」などの言い伝えに例を見る災害文化の伝承は、忘れてはならない被災の悲しみをも含め、負けない日本をにじませる先人達の覚悟ではないかと思っています。

注1 再保険：保険会社が引き受けた保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁する仕組み。

注2 保険料率：基準となる保険金額に対する保険料を保険料率と言う。

注3 給付・反対給付相等の原則：各々の保険契約者が支払う保険料の総額と保険事故(災害等)発生の場合に保険契約者が受け取るべき保険金総額の数学的期待値は等しくなるべきであるという原則。この原則によれば、事故発生の確率の高い保険契約者ほど、比例的に高い保険料を負担することとなるため、保険料構成の原則とも言われる。

注4 保険の自由化：日米保険協議を背景とした保険市場の開放と規制緩和の促進への動きの中で、1996年、改定保険

業法の施行により生命保険会社と損害保険会社相互参入、銀行窓口での保険販売、損害保険で各社一律の保険料率を算出していた算定会料率の使用義務の廃止等があった。

注5 逆選択：保険契約者が保険事故の発生する確率が高いことを認識しながら、保険を契約しようとする行為を言う。この状態が集積すると保険制度の健全性を損なう恐れがある。

注6 ビッグワード・ウォーターズ洪水保険改革法：この法律成立により、2017年9月末までの5年間連邦洪水保険制度期限が延長されることが決定され、この制度に関する各種の改革が盛り込まれることとなった。規定された改革には保険料率体系の見直しや実際の洪水リスクを反映させるための保険料の調整等がある。

参考文献

- 1) 火災保険の理論と実務、安田火災海上保険(株)編、海文堂出版、1982年
- 2) 損害保険実務講座第5巻(火災保険)、東京海上火災保(株)編、有斐閣、1992年
- 3) 新損害保険実務講座第9巻新種保険(下)、東京海上火災保険(株)編集、有斐閣、1992年
- 4) 諸外国の自然災害に対する保険制度の実態、公益財団法人損害保険事業総合研究所、2013年3月
- 5) 風水害保険について～損害保険契約法改正試案との対比で～、創立45周年記念損害保険論集、損害保険事業研究所、1979年4月
- 6) 水害保険の研究、創価法学、第19巻、第1・2合併号抜刷、黒木松男著、1989年12月
- 7) 保険論、第2版、大谷孝一編著、江澤雅彦・李洪茂・土田武史・中出哲共著、成文堂、2008年10月
- 8) 日本経済安全保障の切り札：巨大自然災害と再保険、最後のリスク引受人2、石井隆著、保険毎日新聞社、2013年1月

